

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、個人向け財務省告示第五回年債の発行等に關する省令(平成十四年基づき、個人向け財務省告示第六十八号)第四条第十四項の規定に	
初期利子	利率	發行日	發行価格	振替単位	最低額面金	発行額	用等の法律及びその適	名称及び記
た期とし、支払う。ただし、算出支払	平成〇・三・十・〇・十五年	年額一百円	年額三十巴セント五百円	年の記載又は規定による金額は、によるもとのと	額の振替法の規定による金額は、によるもとのと	する額の記載又は規定による金額は、によるもとのと	一六額の定の適用を受けるものとし、そ	個人向け利付國庫債券へ固定・
ただけに十五ト十五日を支払し、	年額一百円	年額三十巴セント五百円	年額三十巴セント五百円	の整数倍の金額は、最低額面金簿	の整数倍の金額は、最低額面金簿	一万円で百四十二億七千四百。	以下「振替法」という。この規	財務大臣 麻生 太郎
たばかりに十五ト十五日を支払し、	年額一百円	年額三十巴セント五百円	年額三十巴セント五百円	の振替機関は日本銀行とし、そ	額の振替機関は日本銀行とし、そ	円十三万円で百四十二億七千四百。	社債、株式等の振替に関する法律へ平成十三年法律第七十五号。	個人向け利付國庫債券へ固定・
たばかりに十五ト十五日を支払し、	年額一百円	年額三十巴セント五百円	年額三十巴セント五百円	の振替法の根拠	の振替法の根拠	円三万円で百四十二億七千四百。	九年法律第二十三号へ平成十九年法律第一項	個人向け利付國庫債券へ固定・
たばかりに十五ト十五日を支払し、	年額一百円	年額三十巴セント五百円	年額三十巴セント五百円	の適	の適	円三万円で百四十二億七千四百。	五年)へ平成十三年法律第七十五号。	個人向け利付國庫債券へ固定・
たばかりに十五ト十五日を支払し、	年額一百円	年額三十巴セント五百円	年額三十巴セント五百円	の規	の規	円三万円で百四十二億七千四百。	四年法律第二十三号へ平成十九年法律第一項	個人向け利付國庫債券へ固定・

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

(一) 次の区分により算出した金額とする。支払期を支払う。その日以前六月間に属する。毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、利子を支払う。
日本銀行の本店又は支店につき百円に亘る額面金額の中途換金の買取りは、平成二年一月十五日以後において行なわれる。平成三年一月十五日以後の買取りは、平成二年一月十五日以後の買取りとは別途、支払う。支払う。その日以前六月間に属する。

(二) 額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第二十五年法律第七十三号
 三るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十一年法律第七十三号
 十一年七月十五日か
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたの受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 式次る中あ、当、る二域若つ条法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十一年法律第七十三号
 よ区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 り分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条のの改受する事項に規定す
 出応、請當二けにわ律、合該一七治市町相。者四改受する事項に規定す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。扶四改受する事項に規定す
 た、のす個一債かる百害と又の（）（）村続（）扶四改受する事項に規定す

元利金支
払場所

(二) 平成三十一年一月十五日以前の毎回の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利息)

平成三十一年七月十五日現在の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額